

静岡県告示第13号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定予定森林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年5月10日

静岡県知事 川勝平太

1 保安林予定森林の所在場所

島田市相賀字奥皆戸1025の1、1027の23から1027の26まで、1027の66、1027の68、1027の69、1027の74から1027の79まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥皆戸1027の23・1027の66・1027の68・1027の75・1027の77・1027の78（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、志太榛原農林事務所及び島田市役所に備え置いて縦覧に供する。）